

## 第6章 対策工事の施工管理と完成検査

### 6.1 施工計画

鋼矢板水路の対策工法に求められる要求性能を満足する品質及び出来形を確保するため、施工過程の各段階において各々の品質を確認することが重要である。施工計画時には施工計画書、材料承諾書、保管管理、対策範囲の確認を行う。

#### 【解説】

対策工事实施時に施工計画書、材料承諾書、保管管理、対策範囲について、良質な工事目的物を完成させるために必要な事項を確認する。対策工事の施工前に必要となる主な事項を図6.1-1に示す。

	内容	根拠規定等
施工計画書	1) 工事概要 2) 計画工程表 3) 現場組織表 4) 主要機械 5) 主要資材 6) 施工方法 7) 施工管理計画 8) 緊急時の体制及び対応 9) 交通管理 10) 安全管理 11) 仮設備計画 12) 環境対策 13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法 14) その他	土木工事共通仕様書第1-1-5条に規定
材料承諾書	材料の見本又は資料の提出	土木工事共通仕様書第2-1-2条に規定 特別仕様書に規定
	材料の試験及び検査	土木工事共通仕様書第2-1-3条に規定 特別仕様書に規定
保管管理	工事に使用する材料を、受入検査確認後現地で貯蔵保管する際は、品質規格を満足する性能を維持できるように保管しなければならない。	土木工事共通仕様書第2-1-4条に規定
対策範囲の確認	対策範囲は設計図書により、対策工法等を行う位置及び範囲を確認する。 設計図書に記載のない、変状等の対象範囲が確認された場合は、図面・写真等に整理し、その対応について協議する。	土木工事共通仕様書第1-1-3条に規定

図6.1-1 施工前に必要となる主な事項

### 6.1.1 施工計画書

工事着手前に、工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等を記載した施工計画書の内容を確認する。また、施工中においては、記載内容の遵守を確認する。

#### 【解説】

施工計画とは、図面・仕様書などに定められた工事目的物をどのような施工方法・段取りで所定の工期内に適正な費用で安全に施工するか、工事途中の管理をどうするかなどを定めるものであり、工事の施工及び施工管理の最も基本となるものである。

補修工事においても、施工計画は工事施工全般の基本となるものであり、工事の内容・契約条件・現場の状況などを十分調査・把握し、工事目的物の品質の確保（出来形管理・品質管理）、工期の厳守（工程管理）、費用の軽減（原価管理）、安全の確保（安全管理）などについて工事目標を達成させることを念頭において計画を作成しなければならない。

土木工事共通仕様書 第 1-1-5 条に、施工計画書の提出義務と記載内容について、次のように規定されている。

#### 1-1-5 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- |                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 工事概要       | (9) 交通管理                    |
| (2) 計画工程表      | (10) 安全管理                   |
| (3) 現場組織表      | (11) 仮設備計画                  |
| (4) 主要機械       | (12) 環境対策                   |
| (5) 主要資材       | (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法 |
| (6) 施工方法       | (14) その他                    |
| (7) 施工管理計画     |                             |
| (8) 緊急時の体制及び対応 |                             |

2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、変更に関する事項について、その都度当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。
3. 受注者は、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

出典：「土木工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 1-1-5 施工計画書」

## 6.1.2 材料の承諾

### (1) 見本・資料の提出

対策工事に使用する材料（工法）は、見本、カタログ、試験成績書等により、使用前に要求性能を満足していることを確認した後承諾するものとする。また、原則として写真撮影等の自主検査を行うものとする。

### (2) 材料（工法）の品質試験

工事に使用する材料（工法）の要求性能は、適正に実施された試験の結果により確認しなければならない。

#### 【解 説】

### (1) 見本・資料の提出

鋼矢板水路の対策工事に使用する材料（工法）は、設計図書に示す品質規格を満足するものでなければならない。設計図書が示すものについては、土木工事共通仕様書「2-1-2 材料の見本又は資料の提出」に基づき、使用前に、見本、カタログ、試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。また、現場搬入時、受注者において検査を実施し、記録に残すものとする。

なお、設計図書及び監督職員が指示するものについては、土木工事共通仕様書「2-1-3 材料の試験及び検査」に基づき、使用前に監督職員立会いの下、検査又は試験を行い、その結果を記録、報告しなければならない。

表 6.1-1、表 6.1-2 に材料の試験及び検査の例を示す。

表 6.1-1 有機系被覆工法における材料の試験及び検査の例

材料名	試験及び検査	時期
素地調整用研削材	品名・製造番号・製造年月・材質（ミルシート試験成績書等）・外観・数量	承諾時
被覆材 （塗装用樹脂）	品名・製造番号・製造年月・材質（試験成績書等）・外観・数量	現場搬入時

表 6.1-2 パネル被覆工法における材料の試験及び検査の例

材料名	試験及び検査	時期
パネル材 (二次製品コンクリート板、 レジンコンクリート板)	品名・製造番号・製造年月・材質（試験成績書等）・外観・形状・寸法	承諾時 現場搬入時
固定材料 (接続金具、棒鋼)	品名・製造番号・製造年月・材質（試験成績書等）・外観・形状・数量・寸法	
裏込材 (コンクリート材)	材料（セメント、骨材、混和剤）・規格（強度、スランプ、水セメント比等）	
パネル目地材 (樹脂系目地材等)	品名・製造番号・製造年月・材質（ミルシート等）外観・形状・寸法	

## (2) 材料（工法）の品質試験

適正な試験結果を得るためには、適切に管理された試験体制と試験機器により、日本工業規格（JIS）等の規格書に基づき、正しい手順で試験を行う必要がある。

対策工法に使用する材料（工法）の品質規格は、公的機関等の第三者機関において実施される試験、又は立会試験により照査された結果で確認するものとする。

公的機関などの第三者機関とは、ISO/IEC17025の要求事項を満たすJNLA登録試験所、大学、農研機構農村工学研究部門、土木研究所などの試験機関を示す。

材料・工法の品質試験のうち、JISやJSCE等に規格化されている試験を引用、もしくは準用しているものについては、ISO/IEC等に基づき試験機関としての一定の水準を満たした機関で実施するものとする。

立会試験とは、試験開発機関又は工事発注機関の立会いの下に行う試験とし、適正に校正された計測機器により行わなければならない。

立会試験は、補修材料の品質試験のうちJIS及びJSCE等に規格化されていない試験を想定しており、試験の開発機関の監修のもと整備した試験方法（案）により実施するものや、試験条件が未整備なもの、その他、監督職員が必要に応じて行う確認を想定している。

### 6.1.3 材料の保管及び搬送・搬入

#### (1) 材料の保管

受注者は、対策工事に使用する材料を受入検査確認後、現地で貯蔵保管する際は、補修の要求性能を満足する品質規格を維持できるように十分留意しなければならない。

#### (2) 材料の搬送・搬入

受注者は、対策工事に使用する材料を使用箇所に搬送・搬入する際、補修の要求性能を満足する品質規格を維持できるように十分留意しなければならない。

#### 【解 説】

#### (1) 材料の保管

対策工事に使用する材料は、雨水や湿気による吸湿及び温度変化や直射日光の照射により品質が劣化するおそれがある。このため、土木工事共通仕様書「2-1-4 材料の保管管理」に基づき、材料の特性に留意して保管しなければならない。

#### (2) 材料の搬送・搬入

対策工事に使用する材料を、工事現場内において使用箇所に搬送・搬入する際は、吸湿や温度変化及び衝撃による損傷等が生じないように留意して行わなければならない。

### 6.1.4 対策範囲の確認

受注者は、対策位置図等の設計図書により、対策位置及び範囲を確認する。

#### 【解 説】

土木工事共通仕様書「1-1-3 設計図書の照査等」に基づき、設計図書と現地の照査を行うものとする。設計図書に記載のない、腐食等の劣化が確認された場合には、図面・写真等に整理し、その対応について監督職員と協議するものとする。

鋼矢板水路の対策工事においては、非かんがい期に実施する 경우가多く、施工期間に制約がある場合が多いため、工事の全容を早期に把握することにより、工程管理に反映させる必要がある。

## 6.2 施工管理

### (1) 施工管理

施工管理は、鋼矢板水路の対策工法に求められる要求性能を満足する品質及び出来形を確保するよう、各工法の特性を踏まえ、適切に行わなければならない。そのため、施工過程の各段階において適切な管理を実施しなければならない。

### (2) 施工管理の記録

施工後の維持管理及び将来の保全のために、施工管理の記録を保持しなければならない。

#### 【解 説】

### (1) 施工管理

施工管理の基本構成は、図 6.2-1 に示すとおりである。

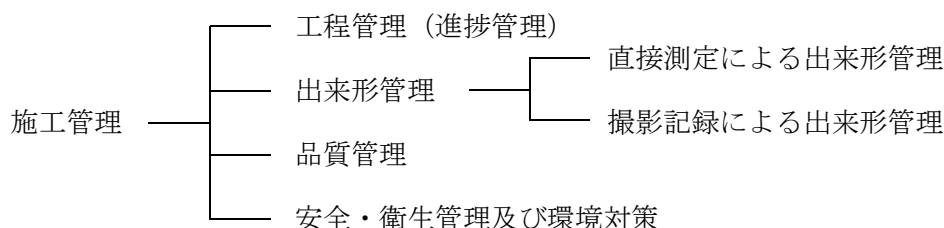


図 6.2-1 施工管理の基本構成

鋼矢板水路の対策工法には、各工法の特性があり、要求性能を満足する施工品質及び出来形を確保するため、材料及び工法の特徴や施工における留意事項を理解し、適切に施工しなければならない。

その際、表 6.2-1 に示す基準等のほか、発注契約における特別仕様書等に基づき、適切な施工管理を行う必要がある。

表 6.2-1 補修工事の施工管理において準拠すべき基準等

基準等	備 考
土木工事共通仕様書	農林水産省農村振興局 制定
土木工事施工管理基準	農林水産省農村振興局 制定

### (2) 施工管理の記録

対策工事の施工の際、適宜、施工管理の記録を残すものとする。施工後における施設の維持管理の情報は、モニタリングにより得られた情報と併せて蓄積し、将来の保全管理に役立てるため、適切に記録し、必要なタイミングで活用できるように記録を保管しておくことが重要である。

## 6.2.1 出来形管理

### (1) 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録し、常に適正な管理を行うものとする。

### (2) 撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、又は、施工段階（区切り）及び施工の進行過程が確認できるよう撮影基準等に基づいて行い、常に適正な管理を行うものとする。

## 【解 説】

### (1) 直接測定による出来形管理

出来形管理は、工事で施工された目的物が、発注者の意図する契約条件に対して、どのように施工されているかを調べ、条件に不満足なものを早期に発見し、原因を追求して改善を図ることを目的とする。

鋼矢板水路の対策工事における直接測定による出来形管理は、工作物の形状寸法等を施工の順序に従い直接測定して設計値と実測値を対比・記録し、測定の都度、管理図表、結果一覧表又は構造図に朱記、併記等を行う。なお、測定値は管理基準値に対するバラツキの度合いを管理し、バラツキが大きい場合は適切な是正措置を講じるものとする。

以上から、土木工事施工管理基準及び特別仕様書に基づき、あらかじめ施工計画書に、各施工段階における測定基準、管理基準値及び規格値を定め、これに従って管理しなければならない。

#### 1) 管理を行う測点の選定

施工計画書に定める管理測点は、現場条件を考慮した上で選定する。

#### 2) 管理基準値

管理基準値は、測定値が規格値の範囲内に収まるよう、受注者が実施する施工管理の目標値とするものである。

#### 3) 規格値

規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内にななければならない。

#### 4) 管理方式

出来形管理は、規格値に対する“ゆとり”と出来形数量確認の2つの目的で実施され、工事完成後において目的物を発注者に引き渡すためのデータとして不可欠なものである。管理方式は、以下のように分類される。

管理方式	}	管理図表によるもの……………管理値が20点（測定数）以上の場合
		結果一覧表によるもの……………管理値が20点（測定数）未満の場合
		構造図に朱記するもの……………管理値が箇所単位の場合
		記録を要しないもの……………管理基準の測定項目になっていない場合

## (2) 撮影記録による出来形管理

対策工事の撮影記録による出来形管理は、施工完了後、確認できない箇所の出来形・出来高数量、施工の状態等、施工段階ごとの進行過程を写真により確認するために行う。

よって、撮影記録による出来形管理箇所は、原則として直接測定による出来形管理の場合と同一箇所を選定するものとする。

土木工事施工管理基準及び特別仕様書に基づき、あらかじめ施工計画書に、各施工段階における撮影基準、撮影箇所等を定め、これに従って管理しなければならない。そのほか、以下の点に留意し、工事写真の保管と管理を適切に行うものとする。

### 1) 撮影内容の表示

撮影に当たっては、形状・寸法及び位置が判明できるよう黒板とスタッフ、ノギス等を目的物に添えるものとする。黒板には、撮影日、測点、設計寸法、実測寸法及び略図を記入する。

### 2) 拡大写真

ある箇所の一部分を拡大して撮影する必要がある場合は、その箇所の全景を撮影した後、拡大撮影する部分の位置が確認できるように撮影する。



## 6.2.2 品質管理

工事の品質を確保するため、材料の品質及び施工段階での品質について、試験を実施し、その都度、成果を管理方法に定められた方式により記録し、常に適正な管理を行うものとする。

### 【解説】

品質管理は、施工管理の一環として、工程管理、出来形管理と併せて行い、統計的手法を応用して問題点や改善の方法を見だし、所期の目的である工事の品質、安定した工程及び適切な出来形を確保するものである。

鋼矢板水路の対策工法では、使用する材料・工法の材料品質や現場における施工段階ごとの施工品質について、各々の試験（測定）の試験項目、試験方法、試験基準、規格値、測定値の管理手法等を定め、それに従って管理を行うことや、上記の試験基準等を守るために、施工における作業方法や手順、注意事項等に関する規定を定めることも含まれる。

上記から、土木工事施工管理基準、土木工事共通仕様書及び特別仕様書に基づき、あらかじめ施工計画書に、材料品質及び各施工段階における施工品質の試験基準及び規格値を定め、これに従って管理しなければならない。

なお、品質管理における試験及び測定値は全て、上記により定めた規格値の範囲内にななければならない。

### 6.2.3 安全・衛生管理

労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努めるため、関連仕様書の定めるところに従い、その防止に必要な措置を行うものとする。

#### (1) 鋼矢板水路対策工法における安全管理

- 1) 有資格者の適正配置
- 2) 作業に適した保護具の着用
- 3) 施工前の安全対策（情報収集）
- 4) 施工時の安全対策
- 5) 周辺環境への対策
- 6) 災害防止

#### (2) 供用中の施工における排水対策

#### (3) 安全に関する研修、訓練

#### 【解説】

#### (1) 鋼矢板水路対策工法における安全管理

##### 1) 有資格者の適正配置

- ① 塗料等の取り扱い等作業主任者（工法による）

##### 2) 作業に適した保護具の着用

- ① 素地調整等の作業時は、必ず保護服、保護メガネ、防塵マスクを着用する。
- ② 塗料等の化学薬品を使用する場合は、化学防護手袋、保護服、保護メガネ等を着用し、作業時に化学薬品に直接接触れることや化学薬品の飛散による労働災害を防止する。
- ③ 溶接の作業時は、労働安全衛生法によって定められた溶接等の業務に係る特別教育を受講する必要がある。溶接作業の内容に応じ、適切な保護具の装着が義務付けられている。

##### 3) 施工前の安全対策（情報収集）

- ① 施工路線への排水流入及び上流部に位置するポンプ場等の施設の有無を把握する。また、ポンプ場がある場合は、管理者の協力を得て停止処置を行う。
- ② 当日の気象情報を天気予報等より把握し、排水路への流入量を把握しなければならない。仮設水路等から越水する危険がある場合は作業を行わない。

##### 4) 施工時の安全対策

- ① 作業ヤードへの浸入水等の異変を確認した場合又は予想される場合には、直ちに作業を中断し、避難する。

##### 5) 周辺環境への対策

- ① 素地調整材や被覆材の飛散防止を図る。

##### 6) 災害防止

① 緊急時に備え救出用装備、救出方法等の訓練を実施する。

**(2) 供用中の施工における排水対策**

水路内で作業をする場合は、たとえ短時間の作業でも、直前の調査や情報確認、緊急退避方法の周知徹底等を行わないで作業員が水路内に入ることや、増水の予想されるときに作業を行うことを強行しない。

作業中も常時緊密に連絡を取り合う体制を確保する。また、現場状況に応じて救命胴衣を着用し、安全带や作業範囲をカバーできる長さの命綱の設置を行う。

**(3) 安全に関する研修、訓練**

労働安全関係法令に基づく安全活動の実施とともに、現場作業の安全を確保するため、「KYK」（危険予知活動）や「TBM」（ツールボックスミーティング）の励行を求める。

なお、安全に関する研修、訓練としては、下記のとおり考えられる。

- 1) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- 2) 工事内容等の周知徹底
- 3) 土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底
- 4) 工事における災害対策訓練
- 5) 工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

#### 6.2.4 環境対策

施工時における環境対策に関する管理事項は、以下のとおりである。

- (1) 粉塵対策
- (2) 臭気対策
- (3) 騒音・振動対策

##### 【解説】

##### (1) 粉塵対策

清掃・素地調整等の際には、シート等にて施工箇所を囲うとともに粉塵、ケレンかすを飛散させないように必要な措置を行う。

##### (2) 臭気対策

材料に使われる塗料による臭気については、十分な対策・処置を行うものとする。

##### (3) 騒音・振動対策

作業に当たっては、騒音規制法、振動規制法、労働安全衛生法及びその他条例、基準を遵守する。

なお、届け出が必要な場合、あらかじめ関係官公庁に所定の様式により届出資料を提出し、騒音・振動の発生を抑える機種を採用や防音対策等の対策を実施する必要がある。

工事区域と民家及び公共施設の距離を測定し、必要に応じて作業時間の制限や騒音・振動を測定させる。

## 6.3 有機系被覆工法の施工管理

### 6.3.1 有機系被覆工法の材料の承諾及び保管管理

使用材料は、監督職員の承諾を得ることとする。材料種別ごとに、現行の設計図書に示す品質規格を満足していることを確認する。また、適正に保管管理を行う。

#### 【解 説】

##### (1) 材料の承諾

塗料品質の確認は、塗料製造業者の規格試験成績書によって行うことができる。なお、使用する塗料が複数の製造ロットにわたる場合は、製造ロットごとに規格試験成績書が必要である。

##### (2) 材料の保管及び搬送・搬入

塗料は、塗料缶内に密封されているので品質の変化は生じ難いが、保管期間が長期にわたる場合は、品質の変化が生じるおそれがあるので注意が必要である。

その他、保管に当たっては、以下の内容に留意する。

- ・ 塗装材に引火の危険性がある可燃性物質や有害物質が含まれている場合には、運搬や保管に際して爆発や中毒をおこさないように関連法規を遵守し、安全管理に十分配慮しなければならない。
- ・ 塗装材は、直射日光を避け、ゴミ、雨などを避けることができる保管場所を確保し、保管する。

### 6.3.2 有機系被覆工法の出来形管理及び品質管理

有機系被覆工法の施工管理においては、次の項目について確認を行う。

#### (1) 出来形管理

出来形管理は、製造業者の施工要領に従い、素地調整程度、仕上がり厚さ、外観、面積等の管理を行う。

#### (2) 品質管理

品質管理は、付着強度試験を行う。

#### 【解説】

既設鋼矢板に施工する有機系被覆工法は、施工対象箇所の変状の全てが同一であるとは限らないため、全ての箇所が異なった状態にあると考えると対処することが必要である。製造業者の施工要領に示された施工方法の限界を考慮・検討し、関係者間の連絡を緊密に行い、承諾の下で最適な方法で施工するために、施工管理を行うことが必要である。

#### (1) 出来形管理

工事の出来形を確保するため、直接測定による出来形管理として、素地調整の除錆度、塗膜厚、工作物の寸法、基準高、数量及び外観等を確認する。

記録は誤りのないように写真とともに保管する。

巻末資料に、①直接測定による出来形管理と②撮影記録による出来形管理の方法を示す。

#### (2) 品質管理

所定の施工サイクルが適切に遂行されることに加え、目的である防食が遂行されたか否かを確認するために付着強度試験を行う。

付着強度試験は、JIS K 5600-5-7 塗膜の機械的性質-付着性（プルオフ法）により評価する。測定位置を清浄にした後、接着剤を用いて治具を貼り付け、端子周辺の塗膜に切り込みを入れる。そして、引張試験機を用いて、端子が分離した際の張力を計測する。



写真 6.3-1 付着強度試験による品質管理（例）

(参考) 有機系被覆工法の施工管理概要

施工工程	施工管理の内容
準備工	品質管理 材料の品質を試験成績表で確認する。
↓ 素地調整工	施工環境 最低・最高気温、湿度を記録する。 出来形管理 JIS Z 0313「素地調整用ブラスト処理面の試験及び評価方法」に基づき、記録する。
↓ 開孔 処理工	施工環境 最低・最高気温、湿度を記録する。 出来形管理 仕上がり状況を施工箇所ごとに測定又は目視点検し、記録する。
↓ 浸出水処理工	施工環境 最低・最高気温、湿度を記録する。 出来形管理 仕上がり状況を施工箇所ごとに測定又は目視点検し、記録する。
↓ 被覆防食工	施工環境 最低・最高気温、湿度を記録する。 出来形管理 仕上がり状況を施工箇所ごとに測定又は目視点検し、記録する。
↓ 端部処理工	出来形管理 仕上がり状況を施工箇所・部位ごとに測定又は目視点検し、記録する。
↓ 養生工	施工環境 最低・最高気温、湿度を記録する。 養生期間を測定し、材料ごとの指定期間以上であることを点検し、記録する。 品質管理 頻度を設けて付着強度を測定し、記録する。
↓ 完成	

## 6.4 パネル被覆工法の施工管理

### 6.4.1 パネル被覆工法の材料の承諾及び保管管理

使用材料は、監督職員の承諾を得ることとする。材料種別ごとに、設計図書に示す品質規格を満足していることを確認する。また、適正に保管管理を行う。

#### 【解 説】

#### (1) 材料の承諾

##### 1) 材料の品質確認

パネル材、接続金具の品質確認は、パネル製造業者の規格試験成績書によって行うことができる。また、目地材については、設計図書に示す品質規格を満足するもので、裏込めコンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。

#### (2) 材料の保管及び搬送・搬入

##### 1) パネル材

パネルの保管に当たっては、以下に留意する。

- ・パネルの荷下ろしは、衝撃等で傷つけないようにシート等で保護する。
- ・パネルの保管は、不陸のない平坦な保管場所を選び、危険が及ばない程度に積み重ねる。保管中は損傷を防止するため、シート等で保護することを推奨する。

##### 2) 裏込めコンクリート

裏込めコンクリートの運搬は、トラックアジテータによることを原則とし、練混ぜから打設終了の時間を確認する。以下に運搬時間の限度の目安を示す。

表 6.4-1 運搬時間の限度の目安

練混ぜから打設終了までの時間	
外気温が 25℃を超えるとき	1.5 時間
外気温が 25℃以下のとき	2.0 時間

出典：「土木工事共通仕様書」



#### 6.4.2 パネル被覆工法の出来形管理及び品質管理

パネル被覆工法の施工管理においては、次の項目について確認を行う。

##### (1) 出来形管理

出来形管理は、製造業者の施工要領に従い、仕上がり厚さや寸法、外観等の確認を行う。

##### (2) 品質管理

品質管理は、一体化性の確認のために溶接長の確認等を行う。

#### 【解 説】

既設鋼矢板に施工するパネル被覆工法は、施工対象箇所の変状の全てが同一であるとは限らないため、全ての箇所が異なった状態にあると考慮して対処することが必要である。製造業者の施工要領に示された施工方法の限界を考慮・検討し、関係者間の連絡を緊密に行い、関係者の承諾の下で最適な方法で施工するために、施工管理を行うことが必要である。

##### (1) 出来形管理

工事の出来形を確保するため、直接測定による出来形管理として、素地調整工の程度、工作物の寸法、基準高、数量及び外観等を確認する。

記録は、誤りのないように写真とともに保管する。

巻末資料に、①直接測定による出来形管理と②撮影記録による出来形管理の方法を示す。

##### (2) 品質管理

接続金具固定方式では、製造業者より示された所定の溶接強度の品質管理のため、必要な溶接長を計測確認し、目視・打音等により溶接部が確実に接続されていることを確認する。

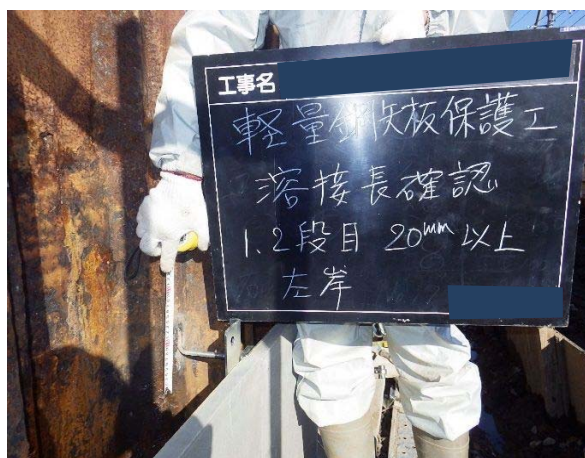


写真 6.4-1 溶接長確認による品質管理（例）

(参考) パネル被覆工法の施工管理概要

施工工程	施工管理の内容
準備工	品質管理 材料の品質を試験成績表で確認する。
↓ 素地調整工	施工環境 最低・最高気温、湿度を記録する。 出来形管理 JIS Z 0313「素地調整用プラスト処理面の試験及び評価方法」に基づき、記録する。
↓ 開孔 処理工	施工環境 最低・最高気温、湿度を記録する。 出来形管理 仕上がり状況を施工箇所ごとに測定又は目視点検し、記録する。
↓ 浸出水処理工	施工環境 最低・最高気温、湿度を記録する。 出来形管理 仕上がり状況を施工箇所ごとに測定又は目視点検し、記録する。
↓ 基礎工	施工環境 最低・最高気温、湿度を記録する。 出来形管理 仕上がり状況を施工箇所ごとに測定又は目視点検し、記録する。
↓ パネルの組立て	出来形管理 仕上がり状況を施工箇所ごとに測定又は目視点検し、記録する。 品質管理 溶接部は溶接長さの測定、接続金具は設置数等を、記録する。
↓ 目地工	出来形管理 仕上がり状況を施工箇所ごとに測定又は目視点検し、記録する。
↓ 裏込めコンクリートの打設	施工環境 最低・最高気温、湿度を記録する。 出来形管理 仕上がり状況を施工箇所ごとに測定又は目視点検し、記録する。
↓ 養生工	施工環境 最低・最高気温、湿度を記録する。 養生期間を測定し、材料ごとの指定期間以上であることを点検し、記録する。 出来形管理 仕上がり状況を施工箇所ごとに測定又は目視点検し、記録する。
↓ 完成	

## 6.5 完成検査

工事後、関係書類に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について検査を実施するものとする。

### 【解 説】

工事の出来形及び品質の検査は、位置、出来形寸法、品質及び出来栄えについて、仕様書、図面その他関係図書と対比して行うものとする。